

令和8年度備中管内周遊バス旅行助成事業に係る執行団体（事務局）募集要項

1 趣旨

岡山県備中県民局（以下「県民局」という。）管内を訪れる貸切バス旅行による観光旅行を促進し、備中地域の魅力を発信するとともに、観光需要の喚起と周遊型観光の振興を図る「備中管内周遊バス旅行助成事業」（以下「補助事業」という。）を実施することとし、当該事業に係る執行団体（以下「事務局」という。）を募集する。

2 事務局の要件

次の（１）から（６）までの全ての要件に該当する者の中から岡山県備中県民局長（以下「局長」という。）が選定する。

（１）基本的要件

- ア 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の業務種目「大分類9その他（情報・通信サービスを除く。）、小分類10その他」に登載されている者であること。
- イ 入札参加資格者名簿に登載された事務所の所在地が岡山県内であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- エ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- オ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ク 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（２）専門的知識に関する要件

観光振興及びバスを利用した団体旅行支援に関する専門的知識を有していること。

（３）守秘義務に関する要件

業務上知り得た情報を漏らさないことについて、事務局の服務規程に定められていること。

（４）中立性・公平性に関する要件

補助事業に係る業務を通じて得た情報により、事務局が新たな営利を得るものでないこと。

（５）業務執行体制に関する要件

業務を執行する体制が整っており、かつ、業務を執行するために必要な能力を持った者が既に配置されている又は配置される予定であること。

（６）業務実績に関する要件

過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関が実施するバスを利用した旅行助成に係る事務局業務を2回（事業）以上行った実績を有すること。

3 事務局業務の内容

事務局は、備中管内周遊バス旅行助成事業補助金（以下「補助金」という。）交付要綱により交付申請書を提出し、交付決定を受けた日から業務を実施する。その内容は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の周知

- ア ホームページへの掲載等により広報を行うとともに、備中地域の魅力発信と備中地域への誘客につながるよう、旅行者等に情報提供を行うこと。
- イ 旅行者等からの問い合わせに適切に対応すること。

(2) 申請の受付・審査・助成金の交付決定

- ア 事務局はあらかじめ、旅行者へ交付する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する要綱を定め、局長の承認を受けること。
- イ 事務局は、旅行者から提出された申請書類に記載された内容が助成金の交付に関する要綱に定める要件に該当するか否かを審査し、交付決定すること。
- ウ 助成する旅行者に対する交付決定の通知を行うこと。

(3) 助成金の交付等

- ア 申請のあった旅行者に対し、交付決定後に旅行企画の進捗状況を定期的に確認すること。
- イ 交付決定した事業の完了後に実績報告を受け、速やかに額の確定を行い、精算払により交付すること。

(4) 実績報告

事務局は補助事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

(5) 個人情報の管理

- ア 取得した個人情報を厳重に管理すること。
- イ 補助事業により取得した個人情報は、次の利用目的以外に利用しないこと。
 - ① 審査、交付決定、交付等に係る事業管理、事務連絡、資料送付等
 - ② 特定の者を識別・特定できない形態に加工した統計データの作成

4 実施期間

補助金の交付決定の日から令和9年2月28日までとする。

5 補助事業の内容

別紙「令和8年度備中管内周遊バス旅行助成事業の概要」のとおりとする。

6 補助対象経費等

補助金の上限額は3,732千円とする。そのうち助成金は、3,000千円とし、補助対象経費の区分及び補助率等は、次のとおりとする。

事業区分	経費区分	内容	補助率及び補助上限額
人件費	人件費	補助事業に直接従事する職員の配置に要する基本給、諸手当、社会保険料（事業主負担分に限る。）	補助対象経費の10分の10以内（予算の範囲内）
事業費	事務費	補助事業の実施に要する旅費、消耗品費、水道光熱費、通信運搬費、賃借料、会議費、委託費、外注費、雑役務費その他局長が必要と認める経費	
	助成金	旅行業者へ交付する費用	上限：3,000千円

7 留意事項

補助事業の実施に関し不明な点は、県民局と協議の上で決定することとする。

8 補助事業に関する事務を担当する課の名称等

岡山県備中県民局地域政策部地域づくり推進課
〒710-8530 岡山県倉敷市羽島1083
電話：(086)434-7006
FAX：(086)426-9305
メール：bichu-chiiki@pref.okayama.lg.jp

9 応募手続等

(1) 応募に係る説明資料等の配布期間及び場所

ア 期間：令和8年4月20日（月）から同年5月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 場所：上記8の場所に同じ。なお、岡山県備中県民局地域政策部のホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/965360.html>

(2) 提出書類

- ア 応募申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 資金計画（様式第3号）
- エ 法人に関する調書（様式第4号）
- オ 納税証明書（原本）
- カ その他必要と認められた書類

(3) 提出の期限、場所及び方法

ア 期限：令和8年5月1日（金）午後5時（必着）

イ 場所：上記8の場所に同じ。

ウ 方法：持参、電子メール又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。また、郵送の場合、令和8年4月28日（火）（同日の消印があるものまでを有効とする。））とし、FAXによる提出は受け付けない。

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付

質問・回答書(様式第5号)により、令和8年4月27日(月)の午後5時までに、上記8あてに電子メール又はFAXにより行うこと。なお、送付後には、電話にて着信を確認すること。

イ 回答

電子メール又はFAXにより回答する。

10 選定方法等について

(1) 選定方法について

事務局の選定については、岡山県備中県民局地域政策部内に設置する審査会において、下記の審査基準により事業計画書等の内容を審査し、選定する。

① 活動計画に関する事項

- ・事業の内容及び趣旨を十分に理解できているか。
- ・県内全域への誘客促進を図るための的確かつ効果的な情報発信方法が明記されており、かつ応募者独自の工夫が盛り込まれているか。
- ・申請の受付から助成金の交付までが遅滞なく適正に執行できる計画となっているか。

② 資金計画に関する事項

- ・執行にあたり必要となる経費が明記されており、積算が妥当であるか。

③ 業務執行体制に関する事項

- ・事業に従事する職員が十分に確保されており、円滑に執行できる体制となっているか。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

11 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 事務局は、補助事業を実施しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書及び個人情報取扱特記事項に定める届を提出しなければならない。なお、これらを提出しないときは、補助事業の実施を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) 採否に関わらず、提出書類は返却しない。なお、提出書類は、本件審査の目的以外に使用しない。

(5) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効とする。

(7) 提出書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(8) 審査経過については公表しない。

(9) その他必要な事項は、岡山県備中県民局地域政策部地域づくり推進課長が定める。